

納める人

会社などの法人(収益事業を行っている公益法人や人格のない社団等も含む。)



納める額

税 額 = 所得金額 × 税 率 - 税額控除額

(注) 所得金額とは、各事業年度の「益金の額」(資産の販売等の収益額)から「損金の額」(売上原価等の原価の額、販売費等の費用及び損失の額)を差し引いて算出したものです。

%

税率

1 各事業年度の所得に対する税率

平成31年4月1日以後開始事業年度

区 分		普通法人		協同	公 益	人格のない
		中小法人以外	中小法人(注1)	組合等	法人等	社 団 等
- 般の	年800万円以下	23.2%	15% (19% 注2)	15%	15%	15%
所得金額	年 800 万円超		23.2%	19%	19% (23.2% 注3)	23.2%

特定の医療法人や(特定の)協同組合等には適用する税率に特例があります。

- (注1) 中小法人 : 普通法人のうち、各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。ただし、各事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等との間に完全支配関係がある普通法人は中小法人から除かれます。
- (注2) 事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等
- (注3) 公益社団法人、公益財団法人、非営利型一般社団法人、非営利型一般財団法人及び公益法人等とみなされる法人

2 地方法人税

課税標準法人税額 × 10.3%

地方法人税確定申告書と法人税確定申告書は一つの様式となっていますので、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。



申告と納税

1 確定申告

原則として、各事業年度の終了の日の翌日から2か月以内に所轄の税務署に確定申告し、納付します。

2 中間申告

事業年度が6か月を超える法人で、中間納付額が10万円を超える場合は、事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内に所轄の税務署に中間申告し、納付します。